

北海道根室海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
羅さけ-いか定第1号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第2号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第3号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第4号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第5号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第6号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	6月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ-いか定第7号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ-いか定置漁業	5月1日から12月9日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月12日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

羅さけ・いか定第32号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・いか定置漁業	6月1日から12月15日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第1号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第2号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月21日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月21日から4月30日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第3号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第4号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第5号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第6号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第7号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

標さけ定第8号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第9号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月21日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月21日から4月30日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第10号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第11号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第12号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第13号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第14号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
標さけ定第15号	標津郡標津町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月15日から12月18日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別さけ定第44号	野付郡別海町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
別さけ定第45号	野付郡別海町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
別さけ定第46号	野付郡別海町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
別さけ定第47号	野付郡別海町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
別さけ定第48号	野付郡別海町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
風さけ定第1号	野付郡別海町地先及び根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
風さけ定第2号	野付郡別海町地先及び根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
風さけ定第3号	野付郡別海町地先及び根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

風さけ定第4号	野付郡別海町地先及び根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
風さけ定第5号	野付郡別海町地先及び根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
温さけ定第1号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
温さけ定第2号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月5日から12月2日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第1号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第2号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第3号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第4号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月12日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

根さけ定第37号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第38号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
根さけ定第39号	根室市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第1号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第2号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第3号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第4号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第5号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

羅さけ・ます定第6号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第7号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第8号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第9号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第10号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第11号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第12号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
羅さけ・ます定第13号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

羅さけ・ます定第14号	目梨郡羅臼町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日 まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	種別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
-------------	----------	-----------	--	------	-----------	-------------------	-----------------------------	----	---	--